平成２６年（フ）第１８０７号
大阪市平野区喜連東５丁目２番２－708号、前住所大阪市東住吉区鷹合３丁目６番18号
破産者　尾本　真二
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５７８号
大阪府吹田市青葉丘北13番１－612号
破産者　科野　克雄
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３８号
大阪府河内長野市栄町26番10－105号、開始決定時の住所大阪府河内長野市三日市町1022番地の６
破産者　森脇　榮子
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
福井県敦賀市相生町18番６号
破産者　澤崎　武男
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４４号
福井県福井市下六条町１－４　ハウスやわらぎ、住民票上の住所福井県福井市茱崎町第１号65番地
破産者　林　　利久
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
高知市桜馬場８番５号
破産者　中村　雄一
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２１１号
高知市重倉161番地７　小坂ハイツ105号
破産者　渡辺　　勇
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１１２号
山形市薬師町１丁目13番12号
破産者　加藤　　聖
1　破産債権の届出期間　平成27年２月23日まで
2　一般調査期日　平成27年３月５日午前11時10分
平成27年１月27日　　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４８２号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目15番28号おぞのパークハイツＡ－101、前住所大阪府東大阪市楠根１丁目６番30号
破産者　総合建設オダこと　小田　　満
1　破産債権の届出期間　平成27年２月23日まで
2　一般調査期日　平成27年４月17日午前10時15分
平成27年１月23日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第８０号
新潟県上越市昭和町２丁目７番37号
破産者　佐藤　昭男
1　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
2　一般調査期日　平成27年５月11日午後１時30分
平成27年１月26日　新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第３６１３号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目10番21－703号
破産者　山中　克己
1　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
2　一般調査期日　平成27年４月16日午後２時30分
平成27年１月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０１９号
大阪府高槻市上田辺町３番11号
破産者　津田工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年３月６日まで
2　一般調査期日　平成27年４月20日午後２時30分
平成27年１月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８５号
大阪市中央区高津２丁目１番２号
破産者　株式会社三宝
1　破産債権の届出期間　平成27年３月９日まで
2　一般調査期日　平成27年４月17日午前11時
平成27年１月27日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３５３４号
大阪府寝屋川市境橋町28番41号
破産者　大原高幸こと　宋　　慶洙
1　破産債権の届出期間　平成27年３月13日まで
2　一般調査期日　平成27年４月13日午後２時
平成27年１月26日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第９３号
山口県周南市大字大島1084番地
破産者　徳田　博昭
異議申述期間　平成27年３月10日まで
平成27年１月27日　山口地方裁判所周南支部

再生手続開始

平成２７年（再）第２号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷６丁目18番１－1014号
再生債務者　志賀　賢一
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後１時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年２月17日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年３月24日から平成27年３月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止

平成２４年（再）第１号
茨城県日立市大沼町３丁目32番１号
再生債務者　鈴木　章吾
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成27年１月22日　水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（再）第２号
茨城県日立市大沼町３丁目32番１号
再生債務者　鈴木　秀文
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成27年１月22日　水戸地方裁判所日立支部